○総務省令第百四号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日　　総務大臣　武田　良太

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一、別紙様式第四及び別紙様式第六中「㊞」を削り、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる」を削る。

附　則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○総務省令第百五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日　　総務大臣　武田　良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「㊞」を削り、同別表注２を次のように改める。

２　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二号の二の四及び別表第二号の二の五中「氏　　名　　印」を「氏　　名」に、「氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を削る。

別表第二号の六中「㊞」を削り、同別表注１⑵を次のように改める。

⑵　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申出人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第三号中「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「㊞」を削る。

別表第四号の四中「印」を削り、同別表注１⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、認定免許人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の二中「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「(印)」を削る。

別表第五号の三中「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」及び「印」を削る。

別表第五号の四１の欄中「印」を削り、同別表注３⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第五号の五及び別表第五号の六中「代表者氏名（注１）　　印」を「代表者氏名（注１）」に改め、「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を削る。

別表第五号の七１の欄中「印」を削り、同別表注２⑶を次のように改める。

⑶　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

別表第十一号から別表第十一号の四までの規定中「㊞」及び「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」を削る。

別表第十二号中「印」を削る。

別表第十二号の二及び別表第十二号の三中「㊞」及び「(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)」を削る。

別表第十二号の四中「㊞」を削る。

別表第十四号中

フリガナ	
氏名	㊞

を

フリガナ
氏名

に改める。